○高知県警察公印規程

昭和54年４月１日
高知県警察本部訓令第４号
警察本部
警察署

（趣旨）

第１条　県警察における公印の制式、管守及び使用については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（公印の種類等）

第２条　公印の種類、ひな型、寸法、書体、管守責任者及び用途は、別表のとおりとする。

（公印の印材）

第３条　公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用するものとする。

（公印の保管）

第４条　公印は、管守責任者が保管するものとする。ただし、管守責任者が必要と認めるときは、管守責任者が指定する保管責任者に公印を保管させ、使用させることができる。

２　保管責任者には、署にあっては課長以上の職にある者を、その他の所属にあっては課長補佐以上の職にある者を指定するものとする。

３　保管責任者は、管守責任者の命を受けて、公印の保管及び使用の事務に当たるものとする。

４　管守責任者が保管責任者を指定したときは、その者の職名を直ちに会計課長に通知しなければならない。

一部改正〔昭和58年本部訓令５号・平成25年14号・26年23号・令和８年11号〕

（公印の新調、登録、廃止等）

第５条　公印は、第３条に基づいて本部長が新調し、管守責任者に交付するものとする。

２　会計課長は、別記第１号様式の高知県警察公印台帳（以下「公印台帳」という。）を備え、公印の印影を登録しておかなければならない。

３　所属長は、公印の新調、改刻又は廃止を必要とするときは、別記第２号様式の公印新調・改刻・廃止申請書により、本部長に申請しなければならない。

４　管守責任者は、改刻、廃止等により不用となった公印を速やかに会計課長に送付しなければならない。

５　会計課長は、前項の不用公印の送付を受けたときは、１年間これを保管した後、焼却処分し、その状況を公印台帳に記載しておかなければならない。

一部改正〔昭和58年本部訓令５号・令和５年４号・８年11号〕

（公印を押印する文書の作成）

第６条　職員は、公印を押印する文書を作成するときは、押印すべき文書に原議を添えて管守責任者又は保管責任者に提示し、点検を受けなければならない。

一部改正〔平成25年本部訓令14号・令和５年４号〕

（公印の印影印刷等）

第７条　所属長は、特別の理由により公印の印影を印刷し、又は公印を事前に押印しようとする文書（以下「公印の印影印刷等をする文書」という。）があるときは、別記第３号様式の公印の印影印刷等承認申請書に当該文書を添えて本部長に申請し、その承認を受けなければならない。

なお、当該印影を拡大し、又は縮小して印刷するときも同様とする。

２　前項の規定による公印の印影印刷等をする文書の使用に当たっては、当該文書に不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

３　公印の印影を印刷し、又は公印を事前に押印した文書は、原則として保管責任者が厳重に保管管理するとともに、汚損し、若しくは破損し、又は様式の変更その他の理由で不要となった場合は、速やかに破棄しなければならない。

全部改正〔令和５年本部訓令４号〕

（電子印）

第８条　所属長は、電子計算機を利用して文書を作成する場合において、当該電子計算機により、公印の印影を電磁的記録媒体（電磁的方法により情報を記録することができるものをいう。以下同じ。）に記録し、その記録した印影（以下「電子印」という。）を出力したものを使用する必要があるときは、別記第４号様式の電子印使用承認申請書に当該文書を添えて本部長に申請し、その承認を受けなければならない。

なお、当該電子印を拡大し、又は縮小して印刷するときも同様とする。

２　前項の規定による電子印の出力に当たっては、当該電子印を使用した文書に不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

３　所属長は、電子印の使用を廃止したときは、速やかに当該電子印を記録した電磁的記録媒体から当該電子印を消去するとともに、別記第５号様式の電子印使用廃止報告書により、本部長に報告しなければならない。

追加〔令和５年本部訓令４号〕

（事故報告）

第９条　管守責任者は、その管理する公印について、盗難、紛失、偽造、変造等

の事故が発生した場合は、速やかに本部長に報告しなければならない。

旧８条を繰下〔令和５年本部訓令４号〕

（準用）

第10条　高知県公安委員会公印規則（昭和33年公安委員会規則第11号）別表に定める高知県公安委員会の公印については、第３条から第５条まで及び第７条から第９条までの規定を準用する。ただし、その用途が運転免許証及び運転経歴証明書の備考欄記載用である公印については、第４条第２項の規定を除く。

一部改正〔平成26年本部訓令23号・令和４年26号〕、旧９条を一部改正し繰下〔令和５年本部訓令４号〕

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、昭和54年４月１日から施行する。

（旧規程の廃止）

２　高知県警察公印規程（昭和31年10月本部訓令第12号）は、廃止する。

（経過規定）

３　この訓令施行の際現に使用中の公印は、当該公印の廃止又は改刻が行われるまで、この訓令による公印とみなす。

附　則（昭和56年５月15日高知県警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和56年５月15日から施行する。

附　則（昭和58年３月29日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和60年４月10日高知県警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和60年４月１日から施行する。

付　則（昭和61年４月18日高知県警察本部訓令第９号）

この訓令は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（平成３年２月６日高知県警察本部訓令第２号）

この訓令は、平成３年２月15日から施行する。

附　則（平成８年６月21日高知県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成８年７月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日高知県警察本部訓令第４号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成15年12月25日高知県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成16年１月１日から施行する。

附　則（平成17年４月１日高知県警察本部訓令第５号）

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則(平成17年11月18日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成17年11月21日から施行する。

附　則(平成19年２月20日高知県警察本部訓令第２号)

(施行期日)

１　この訓令は、平成19年２月21日から施行する。

(経過措置)

２　この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附　則(平成23年５月20日高知県警察本部訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年12月５日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成26年１月１日から施行する。

附　則(平成26年３月18日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則(平成26年９月９日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成26年10月１日から施行する。

附　則(令和２年３月13日高知県警察本部訓令第１号)

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則(令和４年５月13日高知県警察本部訓令第26号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(令和５年３月３日高知県警察本部訓令第４号)

(施行期日)

１　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この訓令による改正前の高知県警察公印規程の別記様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附　則(令和８年３月24日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

別表(第２条関係)

一部改正〔昭和56年本部訓令13号・58年５号・60年12号・61年９号・平成３年２号・８年11号・９年４号・15年25号・17年５号・23号・19年２号・23年21号・26年11号・令和２年１号・５年４号〕

公印の種類	ひな型	書体	寸法	管守責任者	用途

			(mm)		
警察本部印	高知県 警察本 部之印	てん書	方45	総務課長	一般公印
	高知県 警察本部	ゴシック	長28 短21	装備施設課長	少年補導職員証等作成用押出しスタンプ
警察本部長印	高知県 警察本 部長印	てん書	方27	総務課長 運転免許センター長	一般公印
	部警高 長察知 印本県	〃	方30	監察課長	表彰状等
	高知県警察本部長印	れい書	長20 短７	交通指導課長 運転免許センター長 各署長(高知署及び高知南署を除く。)	反則事務及び運転免許事務用
	高知県 警察本部長	丸ゴシック	直径22	運転免許センター長各署長	運転免許事務用押出しスタンプ
警察職員分限審査委員会委員長印	高知県警察 職員分限 審査委員会 委員長印	てん書	方21	警務課長	人事管理用
高知県警察条件付職員処分審査委員会委員長	高知県警察 条件付職員 処分審査委員会 委員長印	〃	方21	〃	〃

印					
部印		〃	方40	各部長	一般公印
部長印		〃	方24	〃	〃
		〃	方28	監察課長	表彰状等
課印		〃	方35	各課長	一般公印
課長印		〃	方21	〃	〃
科学捜査研究所印		〃	方35	科学捜査研究所長	〃
科学捜査研究所長印		〃	方21	〃	〃
運転免許センター印		〃	方35	運転免許センター長	〃

運転免許センター長印		〃	方21	〃	〃
隊印		〃	方35	各隊長	〃
隊長印		〃	方21	〃	〃
警察学校印		〃	方35	警察学校長	〃
警察学校長印		〃	方21	〃	〃
警察署印		〃	方43	各署長	〃
警察署長印		〃	方21	各署長	〃
			方17	高知署長 高知南署長 高知東署長	交通事務処理用
契印		〃	長33 短13	必要とする各所属長	他官庁等文書発送用一般文書

支出官印		〃	方23	会計課長	会計事務用
支出負担行為担当官印		〃	方24	〃	〃
歳入徴収官印		〃	方23	〃	〃
歳入歳出外現金出納官吏印		〃	方20	〃	〃
資金前渡官吏印		〃	方20	〃	〃
収入官吏印		〃	方20	〃	〃
有価証券取扱主任官印		〃	方20	〃	〃
契約担当官印		〃	方23	〃	〃

物品管理官印		〃	方23	〃	〃
出納員印		〃	方21	〃	〃
警察署出納員印		〃	方21	警察署出納員	〃

別記
第１号様式（第５条関係）

（公印の印影）	公　印　名			
	管守責任者			
	保管責任者			
	登録年月日	年　月　日	確認者	
	返還年月日	年　月　日	確認者	
	焼却年月日	年　月　日	確認者	
	備　考			

第２号様式（第５条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">年　月　日
本部長　殿

長

公印新調・改刻・廃止申請書</td></tr>
<tr><td>申請種別</td><td colspan="2">□新調　　□改刻　　□廃止</td></tr>
<tr><td>公印の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>書体及び寸法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">印影</td><td>新調・改刻</td><td>廃止</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>申請理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

注　「申請種別」欄にはレ点を付けること。

第３号様式（第７条関係）

年　月　日 本部長　殿 長 公印の印影印刷等承認申請書	
申請種別	□印影印刷　　□事前押印
公印を使用する文書の名称	
公印の種類	
申請理由（必要性）	
備考	

注１　「申請種別」欄にはレ点を付けること。

２　印影の拡大又は縮小をする場合は、「申請理由（必要性）」欄にその旨を記載すること。

第４号様式（第８条関係）

年　月　日

本部長　殿

長

電子印使用承認申請書

電子印を使用する文書の名称	
公印の種類	
申請理由（必要性）	
備考	

注　印影の拡大又は縮小をする場合は、「申請理由（必要性）」欄にその旨を記載すること。

第５号様式（第８条関係）

年　月　日 本部長　殿 長 電子印使用廃止報告書	
電子印を使用した文書の名称	
公印の種類	
廃止理由	
備考	